

(案)

「シェアサイクル等を活用した社会実験」に関する基本協定書

大阪市港区役所（以下「港区役所」という。）が実施する「令和３年度 新技術・新産業を基軸にした公・民・地域連携によるエリア活性化事業」の受託者である「一般社団法人港まちづくり協議会大阪・間口ホールディングス株式会社 共同企業体」の代表者である、一般社団法人港まちづくり協議会大阪（以下「甲」という。）と〔 〕（以下「乙」という。）とは、「シェアサイクル等を活用した社会実験」（以下「本社会実験」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

第１章 総則

（趣旨）

第１条 この協定書は、「令和３年度 新技術・新産業を基軸にした公・民・地域連携によるエリア活性化事業」の一環として実施する「シェアサイクルなど小型モビリティ」（以下「小型モビリティ」という。）を導入した本社会実験を甲と乙が協働して実施するにあたって、必要な事項を定めるものである。

２ なお、「小型モビリティ」とは、不特定多数の利用者を対象に一時的な移動のために小型・簡易な移動手段を供する事業として、「電動アシスト自転車などの小型車両」（以下「小型車両」という。）、「同車両を駐輪・駐車して利用者が移動サービスを開始又は終了するための空間と機器」（以下「サイクルポート」という。）及びこれらを一体的に運用・管理するシステムの総称をいう。

（適用関係）

第２条 本社会実験の具体的な実施内容については、別紙１「仕様書」のとおりとする。

２ 甲及び乙は、甲が公表した募集関係図書及び乙が提案した、提案書類等に記載された事項がこの協定の一部を構成するものとし、甲及び乙を拘束することを確認する。ただし、この協定に特別の定めがある場合を除き、募集関係図書と提案書類等の内容が矛盾抵触する場合には、募集関係図書が優先して適用されるものとし、この協定の規定と募集関係図書又は提案書類等の内容が矛盾抵触する場合には、この協定の規定が優先して適用されるものとする。

３ 乙は本社会実験のために導入した小型車両を道路運送法にもとづく旅客運送業として運営することはできない。

（実施期間）

第３条 本社会実験の実施期間は、令和３年 月 日から令和４年３月３１日までとする。

第２章 業務範囲

（甲の業務範囲）

第４条 甲の業務範囲は、港区役所の指示と協力のもと、次のとおりとする。

（１）「本社会実験」全体の総括

- (2)「本社会実験」に伴い、新たに「サイクルポート」を設置するために、「諸施設・土地、公園、港湾施設などの大阪市が所管する公有財産及び大阪市の要請にもとづき提供される他法人所管の公共的用地」(以下「指定箇所」という。)の無償提供。
- (3)「本社会実験」の実施に係る行政機関や地元関係者等との調整
- (4)「本実証実験」の周知及び広報

(乙の業務範囲)

第5条 乙の業務範囲は次のとおりとする。

- (1)「本社会実験」の実施に係る「小型車両」及び「サイクルポート」等「小型モビリティ」の設置・導入及び維持管理と「本社会実験」終了後の「指定箇所」における原状回復
- (2)「本社会実験」に係る「小型モビリティ」の運営(利用者の募集・登録、料金徴収、車両の回収・再配置、苦情対応等)
- (3)「サイクルポート」内及び近辺の違法駐車・駐輪対策
- (4)公募時の提案を踏まえた指定箇所以外での「サイクルポート」の設置場所の確保(費用が生じる場合は乙の負担とする)
- (5)利用者への周知及び広報
- (6)各種データの収集、整理及び港区役所への提供(事業報告)
- (7)港区役所からの受託事業として甲が実施する「サイクルイベント」への協力(小型車両等の無償での提供と参加者が無料での利用できることなど)
- (8)港区役所からの受託事業として甲が実施する利用者に対するアンケート調査等への協力

(費用負担)

第6条 本社会実験の実施に係る「小型車両」及び「サイクルポート」等「小型モビリティ」の整備・維持管理と社会実験終了に伴う原状回復、並びに「小型モビリティ」の運営に関する費用は、全て乙の負担とし、甲及び港区役所は、補助金、委託料など形態の如何を問わず、それらの費用を一切負担しない。

2 本社会実験において、使用する「小型車両」の違法駐車等により関係法令に基づく費用が発生した場合、乙が負担する。なお、当該負担を乙が利用者に請求する場合に生じる紛争については、乙が責任を持って対応処理する。

(本社会実験の変更等)

第7条 乙は、本社会実験の実施にあたり次に掲げる事項の変更を行う場合は、あらかじめ文書により甲の承諾を得るものとする。

- (1)利用料金の変更
- (2)利用方法の変更
- (3)本社会実験に付帯又は派生する事業の実施
- (4)その他本社会実験の実施に係る重要な変更

2 乙は、本社会実験の実施にあたり次に掲げる事項の変更を行う場合は、あらかじめ文書により甲に届け出るものとする。

- (1) サイクルポートの変更
- (2) 車両台数の変更
- (3) その他本社会実験の実施に係る軽微な変更

- 3 甲が別途企画する事業において、本社会実験で実施する事業に関連する場合、乙はできる限り協力するものとする。
- 4 乙は前3項の変更等を行う場合、利用者に対し、適切な方法で、変更内容について周知するものとする。

(関係法令等の遵守)

第8条 乙は、関係法令等に従って、「小型モビリティ」を運営しなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、本社会実験を実施するための個人情報の取扱いについて、別紙2「個人情報に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

(暴力団の排除)

第10条 乙は、本社会実験を実施するための暴力団の排除について、別紙3「暴力団の排除に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

(善管注意義務)

第11条 乙は、善良な管理者の注意をもって、本社会実験を実施しなければならない。

- 2 乙は、本社会実験の実施に当たって、自己の責めに帰すべき事由により「指定箇所」に係る土地及び土地に付属する舗装、設備、備品等を滅失し、又はき損したときは、速やかに原状に回復しなければならない。
- 3 前項の場合において、乙が正当な理由がなく原状に回復しない場合は、甲又は港区役所は、乙に代わって原状に回復するために必要な措置をとることができるものとする。この場合において、乙は、甲又は港区役所の当該措置について異議を申し出ることができず、当該措置に要した費用を負担しなければならない。

(許認可等の取得等)

第12条 乙は、この協定に別段の定めがある場合を除き、本社会実験の実施に必要な許認可等を、自己の費用及び責任において取得し、及び維持しなければならない。必要な届出についても、同様とする。

(再委託等)

- 第13条** 乙は、本社会実験の全部又は大部分若しくは主たる部分（総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等）を第三者に請け負わせ、又は委任し、若しくは委託してはならない。
- 2 乙は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 乙は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により甲の承諾を得なければならない。

(付保)

第14条 乙は、自己の費用及び責任において提案書類に記載する種類及び内容の損害保険契約を締結して、実施期間中に維持するものとする。

第3章 事業報告

(定期報告)

第15条 乙は、次に掲げる事項(以下この条において「定期報告事項」という。)を記録するとともに、各月ごとに定期報告事項を記載した報告を書面又は電磁気記録によるデータにより、港区役所に提出するものとする。なお、乙が合意できる範囲で甲にも同様の書面・データを提出すること。

- (1) 「小型車両」及び「サイクルポート」の利用状況に関する事項
- (2) 前各号に掲げる事項のほか、港区役所が指定する事項

(中間報告)

第16条 乙は、次に掲げる事項(以下この条において「中間報告事項」という。)を記録するとともに、令和4年2月末までに中間報告事項を記載した報告を書面又は電磁気記録によるデータで、港区役所に提出するものとする。なお、乙が合意できる範囲で甲にも同様の書面・データを提出すること。

- (1) 「小型車両」及び「サイクルポート」の利用状況、利用者の移動傾向に関する事項
- (2) 本社会実験実施を踏まえた、運営上の課題に関する事項
- (3) 事故や苦情等に関する事項
- (4) 前各号に掲げる事項のほか、港区役所が指定する事項

(最終報告)

第17条 乙は、次に掲げる事項(以下この条において「最終報告事項」という。)を記録するとともに、実施期間終了後30日以内に、実施期間を通した最終報告事項を記載した報告を書面及び電磁気記録によるデータで、大阪市港区役所に提出するものとする。(協議のうえで、別に期限を設けた場合を除く)

- (1) 「小型車両」及び「サイクルポート」の利用状況に関する事項、利用者の移動傾向に関する事項
- (2) 利用料金収入の状況に関する事項
- (3) 可能な範囲内で、利用者の属性に関する事項(年齢、居住地等による移動の傾向など)
- (4) 可能な範囲内で、社会実験実施以前に比較対象となるデータ群の提供
- (4) 本社会実験の実施を踏まえて、事業者から見た課題、事業成立性等の見通しなど
- (5) 事故や苦情等に関する事項
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、港区役所が指定する事項

（港区役所との協定書の締結）

第18条 甲が前15条、16条及び17条に規定する報告を行うにあたり、情報に取り扱いに関して、必要に応じて、甲と港区役所の間で別途協定を締結する。

第4章 本社会実験の実施

（事業責任者の選任）

第19条 乙は、「本社会実験」に従事する従業員の中から事業責任者を選任しなければならない。

2 乙は、事業責任者を選任したときは、速やかに甲に届け出なければならない。選任した事業責任者を変更したときも、同様とする。

3 事業責任者は、本社会実験の業務内容を十分に理解し、事業の円滑な遂行に努めることとする。

4 事業責任者の職務は、次のとおりとする。

- （1）本社会実験の総括に関すること。
- （2）本社会実験の利用者等の安全対策に関すること。
- （3）甲との連絡調整に関すること。
- （4）本社会実験に従事する従業員の指導監督に関すること。

（職務代理者の選任）

第20条 乙は、事業責任者に事故があるとき又は欠けたときに事業責任者の職務を代理する者として、事業責任者の職務代理者を選任しなければならない。

2 乙は、職務代理者を選任したときは、速やかに甲に届け出なければならない。選任した職務代理者を変更したときも、同様とする。

（管理体制の構築）

第21条 前2条に定めるもののほか、乙は、利用者の利便の向上、事故の発生の予防、事故発生時の迅速かつ円滑な対応等が図られるよう、回遊性向上事業の実施に関し体系的な組織体制を構築するものとする。

第5章 本社会実験の中止

（本社会実験の中止）

第22条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本実証実験の使用の中止を命じることができるものとする。

- （1）乙が本協定に定める義務を履行しない場合
- （2）乙の責めに帰すべき事由により、この協定上の乙の義務の履行が不能となった場合
- （3）甲に提出された報告書その他の書面の重要な事項に虚偽の記載がある場合
- （4）乙に係る破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始のいずれかについて乙の取締役会でその申立等を決議した場合又はその申立等がされた場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、乙が業務を継続することが適当でないと認められる場合

(指定箇所の使用中止)

第23条 「サイクルポート」の設置及び運用に関して、甲又は大阪市港区役所は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙に「指定箇所」の使用を中止することを命じることができる。

- (1) 「指定箇所」のうち、大阪市が所管する公有財産において、大阪市の公用、公共用又は公益事業に供するため公有財産を必要とする場合
- (2) 「指定箇所」及びその周辺において、大阪市、又は「指定箇所」を所管する法人の施設利用者へ支障が生じた場合
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、乙が業務を継続することが適当でないと認められる場合

第6章 実施期間の満了時等の措置

(原状回復等)

第24条 乙は、実施期間が満了したとき（前2条の規定その他の事由により、本社会実験の中止及び公有財産等の「指定箇所」における使用が中止されたときを含む。以下この章において同じ。）は、その費用及び責任において公有財産等を原状に回復した上で大阪市など「指定箇所」である土地を所管する法人に引き渡さなければならない。ただし、甲及び港区役所の承認を得たときにおける当該承認に係る部分については、この限りでない。

2 甲又は港区役所は、乙が正当な理由がなく公有財産等を原状に回復しない場合は、乙に代わって公有財産等を原状に回復するために必要な措置をとることができるものとする。この場合において、乙は、甲又は港区役所の当該措置について異議を申し出ることができず、当該措置に要した費用を負担しなければならない。

第7章 損害賠償

(甲の損害賠償義務)

第25条 甲は、その責めに帰すべき事由によるこの協定上の義務の不履行により乙に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の損害賠償義務)

第26条 乙は、この協定上の義務の不履行により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、当該不履行が、甲の責めに帰すべき事由又は不可抗力若しくは法令の変更によるものである場合は、この限りでない。

2 前項に定める場合のほか、乙は、本社会実験の実施に付随関連して、公有財産の全部又は一部を滅失し又はき損することその他の行為によって何らかの損害を甲に被らせた場合は、その損害を賠償するものとする。

（第三者に与えた損害の負担）

第27条 乙は、本社会実験の実施に当たって、又は本社会実験に瑕疵があったことにより、利用者その他の第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

2 前項の場合において、甲又は港区役所が当該第三者に対して損害の賠償をしたときは、乙は、甲に対し当該賠償額の補償をしなければならない。

第8章 不可抗力

（不可抗力）

第28条 甲又は乙は、不可抗力によりこの協定上の義務の履行が不能又は著しく困難となった場合は、直ちにその旨を相手方に通知するとともに、早急に応急措置をとり、不可抗力により生ずる損害が最小限となるよう努めるものとする。

2 甲及び乙は、不可抗力によりこの協定上の義務の履行が不能若しくは著しく困難となった場合又は管理施設に重大な損害を生じた場合は、この協定の変更その他の必要な措置について速やかに協議するものとする。

第9章 雑則

（地位等の譲渡等の禁止）

第29条 乙は、本社会実験の実施に関して生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができないものとする。

2 乙は、本社会実験を実施するために自己の費用及び責任において公有財産に設備、備品等を設置する場合は、実施期間中、当該設備、備品等を第三者に譲渡し、賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定し、又は担保に供してはならない。

（合併等の報告等）

第30条 乙は、合併、分割その他これらに類する行為（以下「合併等」という。）をしようとするときは、あらかじめ書面にて合併等の内容、理由及び時期、合併等により乙が受けることとなる影響その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

2 乙は、合併等をしたときは、速やかに、合併等の事実を証する書面を添えて、その旨を甲に報告しなければならない。

（情報の公表）

第31条 港区役所は、この協定書の他次の各号に掲げる書類等を公表することができるものとする。但し、情報を公表することにより、乙の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがある場合などは、おって、協議のうえ当該情報を非公開とすることができる。

（1）第3章の規定により乙が作成し、甲に提出した事業報告

（2）前各号に掲げるもののほか、乙がこの協定の規定により甲に対して報告した事項

(承諾等の様式等)

第32条 この協定に関する甲乙間の承諾、届出等は、この協定に別段の定めがある場合を除き、書面により行うものとする。

2 乙がこの協定の定めるところに従い甲に提出した報告書その他の書面及び図面（電磁的記録によるものを含む。）の著作権のうち乙が有するものについては、甲への提出と同時に甲に移転もしくは、甲乙の共有として使用されるものとし、乙は、その著作者人格権についても、それが甲に対して主張、行使等がされないように責任をもって措置するものとする。

(解釈)

第33条 甲がこの協定の定めるところに従って書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求め、若しくは受けたことをもって、甲が乙の責任において行うべき管理業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(裁判管轄)

第34条 この協定に関連する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第35条 この協定に定める事項に関し疑義を生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪市港区築港3-7-15-212号

一般社団法人港まちづくり協議会大阪

理事長 重山 英樹

乙 [主たる事務所の所在地]

[法人等の名称]

[代表者の職及び氏名]